

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1. 【取扱店の範囲】

普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 【証券類の受入れ】

- （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- （5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 【振込金の受入れ】

- （1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 【受入証券類の決済、不渡り】

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. 【預金の払戻し】

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときはそのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. 【利息】

普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

また、無利息型普通預金には利息をつけません。

7. 【未利用口座管理手数料】

- (1) 次のすべてに該当する場合は、当該口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下手数料という。）をいただきます。
 - ①令和5年4月1日以降、預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の組入れ、手数料の引落しを除く。）の利用が2年以上一度もない普通預金口座（無利息型普通預金含む。）
 - ※効力発生日は、以下のとおりといたします。
 - ・口座開設日が令和5年3月31日以前の場合、令和5年4月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方
 - ・口座開設日が令和5年4月1日以降の場合、最終異動日の翌日
 - ②預金残高10,000円未満であること
 - ③同一支店において、お借入がないこと
 - ④同一支店において、定期性預金・国債・保険等の預かり金融資産がないこと
- (2) 未利用口座に該当した場合は、預金者のお届けのご住所へ未利用口座に関する案内文書を送付します。送付後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用がない場合は、当該口座から払戻請求書等によらず、当金庫が定める手数料を引落しいたします。
- (3) 当該口座の残高が手数料に満たない場合は、預金残高全額を手数料の一部に充当のうえ、預金者に通知することなく当該口座を解約することができるものとします。

(4) 引落しした手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

8. 【解約】

- (1) 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約は行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもって替えることができます。

この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定」および「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金、通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上